

南相馬市
子ども・子育て支援事業計画（案）

平成 26 年 11 月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の策定体制.....	2
1 子育て支援に関するニーズ調査の実施.....	2
2 子ども・子育て審議会による協議.....	2
第5節 「南相馬市次世代育成支援行動計画(後期)」の評価.....	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
第1節 人口.....	5
第2節 就学前児童の教育・保育施設.....	6
第3節 放課後児童クラブ.....	7
第4節 主な子育て支援サービス.....	7
1 子育て支援センター事業.....	7
2 一時預かり事業.....	8
3 ファミリー・サポート・センター事業.....	8
4 遊び場の整備.....	8
第5節 ニーズ調査結果.....	9
1 調査の目的.....	9
2 調査の方法.....	9
3 調査結果.....	9
第3章 計画の基本的な考え方	13
第1節 計画の基本理念.....	13
第2節 基本目標.....	14
第3節 基本施策.....	15
第4節 施策の体系.....	16
第4章 分野別施策の展開	17
第1節 母性並びに子どもの健康の確保及び増進.....	17
1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実.....	17
2 学童期・思春期の保健対策の充実.....	18
3 歯科保健の推進.....	19
4 「食育」の推進.....	19
5 子どもの医療を取り巻く環境の充実.....	20
6 放射線に対する健康管理対策の推進.....	21
第2節 地域における子育ての支援.....	22

1 地域における子育て支援サービスの充実.....	22
2 保育サービスの充実.....	23
3 子育て支援のネットワークづくり.....	25
4 子どもの健全育成.....	26
5 世代間交流の推進、余裕教室等の活用.....	27
第3節 社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援.....	28
1 児童虐待防止対策の充実.....	28
2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進.....	29
3 障がい児支援の充実.....	30
第4節 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備.....	32
1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備.....	32
2 家庭や地域の教育力の向上.....	33
3 子どもを取り巻く有害環境対策等の推進.....	34
4 良質な住宅と良好な生活環境の確保.....	35
5 子どもの安全・安心確保の推進.....	35
6 被害に遭った子どもの保護の推進.....	36
7 放射線対策の充実.....	37
第5節 職業生活と家庭生活の両立の推進.....	38
1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.....	38
2 仕事と子育ての両立のための基盤整備.....	38
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量.....	40
第1節 教育・保育提供区域の設定.....	40
第2節 子どもの人口の見通し.....	40
第3節 需要量の算出方法.....	41
1 算出項目.....	41
2 算出方法.....	42
3 需要量の算出イメージ.....	44
第4節 施設型給付・地域型保育給付の見込量.....	45
1 量の見込み.....	45
2 提供体制の確保の内容及びその実施時期.....	45
第5節 地域子ども・子育て支援事業の見込量.....	46
1 利用者支援事業.....	46
2 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業).....	46
3 妊産婦健康診査.....	46
4 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業).....	46
5 養育支援訪問事業.....	47
6 子育て短期支援事業.....	47
7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業).....	48
8 一時預かり事業.....	48

9 延長保育事業.....	49
10 病児・病後児保育事業.....	49
11 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ).....	50
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	50
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	50
第6節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容	51
1 認定こども園の普及について.....	51
2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について.....	51
3 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小 学校等との連携の推進について.....	51
第6章 計画の推進.....	52
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携.....	52
第2節 計画の進行管理.....	53
資料編.....	54
第1節 条例.....	54
第2節 計画策定の経過.....	54
第3節 南相馬市子ども・子育て審議会委員名簿.....	54

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の目的

南相馬市では、次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に推進するための「南相馬市次世代育成支援行動計画」を策定し、各施策を展開してきました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び福島第一原発事故の影響により、現在も多くの子ども達が避難生活を送っており、市内で生活を送る子ども達は震災前に比べ大きく減少しています。

このような中、南相馬市においては、未来を担う子ども達が本市で夢や希望を持って生活していくことや子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境の充実が重要な課題となっています。

そこで本市における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏襲し、市民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするため、新たに「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、子ども子育て支援法第 61 条第 1 項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画、及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に定める地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（「市町村行動計画」）とします。

本計画の策定に当たっては、これまでの「南相馬市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成 21 年度から平成 26 年度まで）の内容を引き継ぎつつ、「子ども・子育て支援法」の理念や基本方針を踏まえ、上位計画である「南相馬市復興総合計画前期基本計画」との整合性や連携を図ります。

また、平成 27 年度から新たにスタートする母子保健の国民運動計画「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨を踏まえるとともに、平成 25 年度から平成 29 年度を計画期間とする「南相馬市保健計画（後期計画）」の母子保健に関する内容との整合を図るものとします。

第3節 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成27年度からの5年間で1期とした事業計画を定めるものとされていることから、本計画の計画期間を平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
南相馬市子ども・子育て支援事業計画				

第4節 計画の策定体制

1 子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定に先立ち、子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。

調査は、一般市民用調査と避難者用調査に分け、郵送により平成26年1月に実施しました。

一般市民用調査は、市内の小学校4年生以下の子どもがいる保護者1,000人を対象とし、434人（回答率43.4%）から回答を得、一方、避難者用調査は、東日本大震災により避難している小学校4年生以上の子どもがいる保護者1,000人を対象とし、407人（回答率40.7%）からの回収を得ました。

なお、避難者用調査は、後半部分が、子ども一人ごとに回答する形になっており、407人の保護者から、児童711人分の回答を得ています。

2 子ども・子育て審議会による協議

市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定において、審議会その他の合議制の機関の設置を条例で定めるよう努めるものとされていることから、本計画の策定において、本市における子育て支援に関して総合的な観点から意見をいただくこととし、平成26年1月31日に「南相馬市子ども・子育て審議会」を設置しました。

第5節 「南相馬市次世代育成支援行動計画(後期)」の評価

本計画を策定するにあたり、「南相馬市次世代育成支援行動計画(後期)」の評価を行いました。

事業の実施状況や課題等の概要は、下記の通りです。

南相馬市次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況や課題等

重点施策	施策の方向	事業の実施状況や課題等
子育てと仕事の両立支援	多彩で弾力的な保育の充実	(実施状況) 延長保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を実施。 (課題) 病児・病後児保育等の緊急的な預かり事業が未実施。
	放課後児童対策の充実	(実施状況) 放課後児童クラブを実施。
	企業の子育て支援に対する取り組みへの支援	(実施状況) 未実施。 (課題) 実施可能な支援策の構築が必要。
	男女共同子育ての推進	(実施状況) マタニティーファミリーセミナー、男性のための料理教室を実施。
地域における子育ての相談・支援	子育てに対する相談体制の充実	(実施状況) 健診時や保健師の家庭訪問、子育て支援センターで相談を実施。
	子育て支援体制の整備	(実施状況) ファミリー・サポート・センター事業、子育て支援センターの事業、ブックスタート事業を実施。子育てを支援する団体を支援する子育て応援基金事業を実施。
	子育て支援ネットワークづくり	(実施状況) 育児サークル支援を実施。
	子どもを犯罪等から守るための活動推進	(実施状況) 少年指導員による巡回指導を実施
	子どもを取り巻く有害環境対策等の推進	(実施状況) 有害図書実態調査を実施。少年指導員による巡回指導を実施。
	ひとり親家庭の自立支援	(実施状況) 児童扶養手当支給、ひとり親世帯医療費助成を実施。
子どもの健やかな成長支援	母子の健康づくりの支援	(実施状況) 妊婦健康診査費用助成、乳幼児健診、予防接種事業を実施。
	食育の推進	(実施状況) 食育講座：キッチンママを実施。
	小児医療の充実	(実施状況) 在宅当番医制度を運営。小児初期救急医療を実施(震災前は、総合病院救急外来において午後7時から午後10時まで実施。震災後、平成24年度からは、相馬郡医師会の協力を得て、小野田病院において実施。平成25年度までは、毎週土曜日、日曜日の午後7時から午後9時30分まで実施。平成26年度からは祝日、年末年始も実施)。 (課題) 震災後、小児医療が不足し、地域医療の在り方を検討し、地域医療提供体制の充実が必要。
	思春期保健対策の充実	(実施状況) 小中学校で思春期保健教室を実施。
	子どもの生きる力を育む教育等の充実	(実施状況) 小中学校にスクールカウンセラー派遣を実施。
	家庭や地域の教育力の向上	(実施状況) 大学公開講座、子育て学習講座を開催。

重点施策	施策の方向	事業の実施状況や課題等
.子どもの健やかな成長支援	子育てに対する経済的支援	(実施状況) H24.10月から18歳までの医療費助成を実施。 H26.4月から幼稚園・保育園の授業料等の無料化を実施。
	子どもの個性と創造性を育む環境整備	(実施状況) 児童遊園地等の維持管理を実施。わんぱくキッズ広場を整備。新図書館オープン。
	安全な生活環境の整備	(実施状況) 市道の改修整備実施。
	援護を要する子どもへの支援	(実施状況) 発達支援システムの構築、幼稚園・保育園の巡回相談、個別相談を実施。幼児ことばの教室、日中一時支援事業等を実施。
.子どもの人権擁護の推進	子どもの人権の尊重とあらゆる暴力の防止	(実施状況) 乳児全戸訪問、家庭児童相談員による支援を実施。
	要保護児童対策の充実	(実施状況) 要保護児童対策地域協議会を組織。
	子ども参加型のまちづくり	(実施状況) 少年の主張大会を実施。
	いじめ・不登校などへの対応	(実施状況) 適応指導教室で不登校児童対応を実施。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

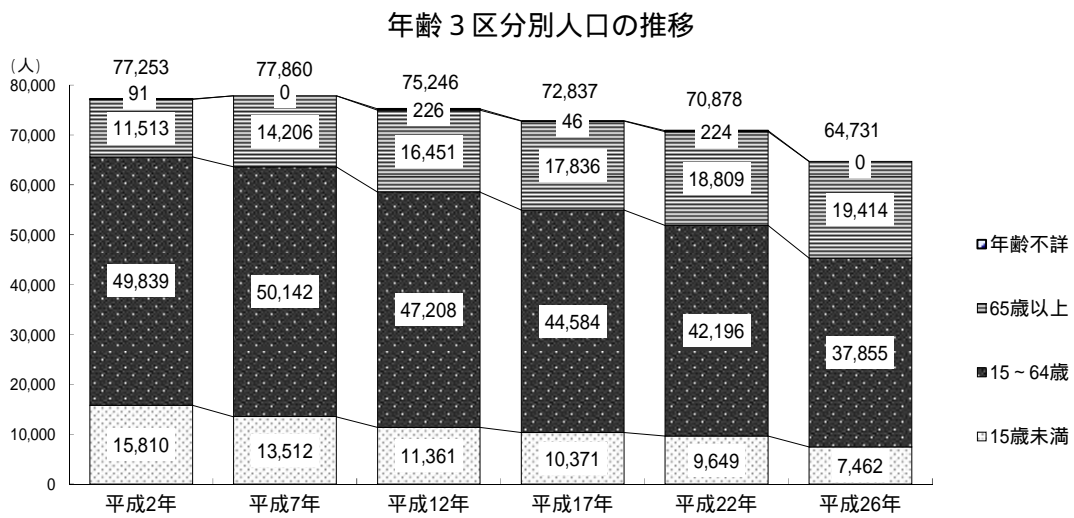
第1節 人口

【現状】

住民基本台帳による平成26年6月30日現在の本市の人口は64,731人で、15歳未満人口は7,462人となっており、いずれも減少傾向が続いています。

特に平成22年から26年にかけては、東日本大震災の影響で、人口は1割近く減少しており、15歳未満人口は2割強、減少しています。

その一方で、65歳以上の高齢者の占める割合が高まっています。



資料：国勢調査（平成26年のみ、住民基本台帳）
（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）

第2節 就学前児童の教育・保育施設

【現状】

本市には、震災前は認可保育園が9園、幼稚園が17園ありましたが、震災により多くの子ども達が市外に避難したこと等により、13園が休園(廃園を含む)しています。平成26年9月の児童数は1,058人で、震災前(平成23年4月在籍予定数)の2,340人の半数以下となっています。

【課題】

避難している児童の帰還状況等を勘案しながら、園の再開についての検討が必要です。また、本市には「認定こども園」はありませんが、子ども・子育て支援法の下、認可保育所や認定こども園の整備を検討していくことも課題です。

認可保育園・幼稚園の園児数の状況

	公私の別	開園中	休園中 (廃園含)	定員	園児数 (震災前)	園児数 (平成26年9月)
認可保育園(所)	市立	2園	4園	663	753	180
	私立 (震災後 1園増)	4園	0園	350	389	363
	計	6園	4園	1,013	1,142	543
幼稚園	市立	5園	8園	1,410	724	264
	私立	3園	1園	810	474	251
	計	8園	9園	2,220	1,198	515
合計		14園	13園	3,233	2,340	1,058

平成26年9月の年齢別・園別園児数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
かしま保育園	15	16	30	33	25	25	144	108
かみまの保育園		7	7	11	7	4	36	60
公立計	15	23	37	44	32	29	180	168
原町聖愛保育園	10	13	20	17	14	18	92	90
北町保育所	7	7	6	10	18	13	61	60
よつば保育園 (南町分園含む)	25	1	32	30	44	34	166	150
よつば乳児西町園	11	27	6				44	50
私立計	53	48	64	57	76	65	363	350
保育園 計	68	71	101	101	108	94	543	518
大甕幼稚園				9	19	14	42	140
高平幼稚園				18	22	22	62	105
鹿島幼稚園				30	30	48	108	160
上真野幼稚園					7	16	23	60
八沢幼稚園				7	13	9	29	80
公立計				64	91	109	264	545
青葉幼稚園			6	29	47	34	116	380
原町みなみ幼稚園			12	23	32	32	99	260
さゆり幼稚園			7	11	7	11	36	100
私立計			25	63	86	77	251	740
幼稚園 計	0	0	25	127	177	186	515	1,285
合計	68	71	126	228	285	280	1,058	1,803

園児数には双葉郡等からの受け入れ数を含む。

認可外保育施設は、小高区に1施設(休止中)、原町区に9施設(うち6施設が休止中)ある。

第3節 放課後児童クラブ

【現状】

放課後児童クラブは、市が運営する13クラブと南相馬市社会福祉協議会が運営する2クラブがあります。

内訳は、小高区が1（小高合同児童クラブ）、鹿島区が3、原町区が11、開設しています。なお、小高区は全域が避難指示解除準備区域に指定されているため、実際には避難している小高区児童向けに鹿島区で運営を行っています。

【課題】

小高区の避難指示区域解除を見据え、小高区でのクラブ再開についての検討・準備が必要です。

放課後児童クラブの状況

	クラブ数	定員	登録児童数 (26年9月)
小高区	1	40	25
鹿島区	3	100	114
原町区	11	455	431
合計	15	595	570

第4節 主な子育て支援サービス

1 子育て支援センター事業

【現状】

子育て支援センター事業については、震災前は、原町区と鹿島区でそれぞれ1か所ずつ実施していました。

震災後は、平成24年度から、原町あずま保育園の併設施設で、1箇所でのみ再開し、子育てサロン、ちびっこ広場、にこにこ広場、子育てサークルの支援などの事業を展開しています。平成26年度は1日平均20組前後の親子が利用しています。

【課題】

東日本大震災以降、休止中のかしま子育て支援センターでの事業再開に向けての取組みが必要です。

2 一時預かり事業

【現状】

一時預かり事業は、震災前は各区公立保育園3か所で開催していましたが、震災後は、原町あずま保育園内の1箇所で、月曜日から土曜日までの7時30分から17時まで実施しています。1日の最大受け入れ人数は、10人までとなっています。

【課題】

震災により、対象児童数は少なくなっているものの、未就園児童の保護者の就労や就労準備、リフレッシュなどのためサービスの必要性は高く、鹿島区での事業再開が望まれます。

3 ファミリー・サポート・センター事業

【現状】

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもを預かってもらいたい親と、子どもを預かることができる方が、双方会員となって、子どもの預かりを行う事業です。

本事業は震災後の平成23年度は休止しましたが、その後の2年間は市直営で事務局となり事業を実施し、平成26年度からは社会福祉協議会に事務局を委託して事業を実施しています。

平成22年度の利用実績は年間829件でしたが、震災後、平成25年度で年間133件の利用に留まっています。

【課題】

今後は、子育て家庭の帰還や多様化する子育て世帯のニーズに対応するためにも、事業の拡充が必要です。

4 遊び場の整備

【現状】

本市では、震災以降、学校での屋外活動制限や保護者の放射線に対する不安感から、子どもの外遊びの機会が減ったこと等により、子どもの体力の低下や肥満の児童が増えていることが課題となっています。これらを踏まえ、平成26年3月に原町区に全天候型の子どもの遊び場「わんぱくキッズ広場」を建設しました。

【課題】

今後は鹿島区、小高区での整備を検討するとともに、民間企業が建設し、市に寄贈される屋内遊び場の有効活用も図りつつ、様々な年齢層やニーズに応じた遊び場の整備が必要です。

第5節 ニーズ調査結果

1 調査の目的

「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするために、小学校4年生以下の子どもがいる保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関するご意見などを把握するために実施しました。

2 調査の方法

調査は、郵送により平成26年1月に実施しました。

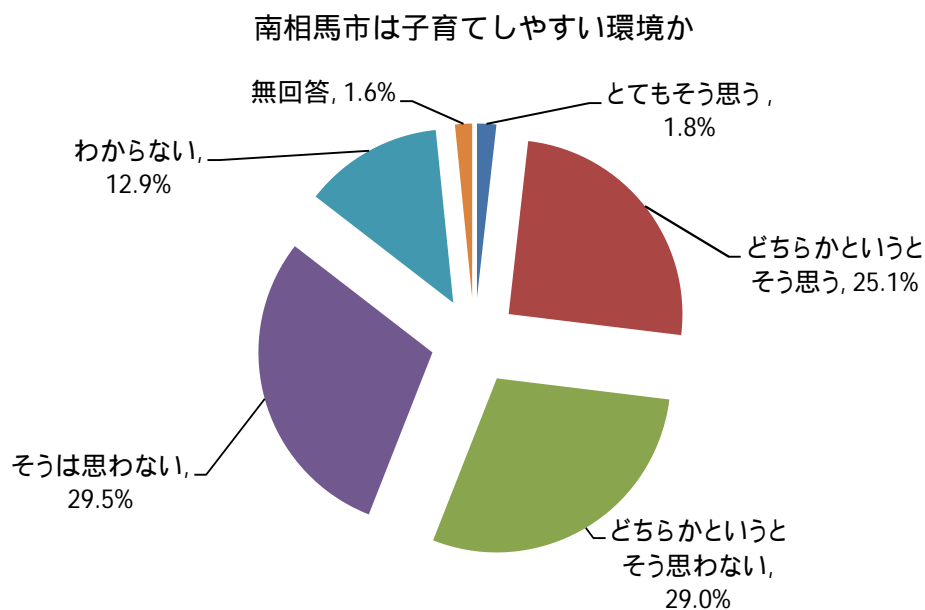
市内の小学校4年生以下の子どもがいる保護者1,000人に配布し、434人分（回収率43.4%）の回収を得ました。

3 調査結果

（1）子育てのしやすさ

「南相馬市は子育てしやすい環境である」と感じている割合は、「とてもそう思う」1.8%、「どちらかというと思う」25.1%を合わせて26.9%、これに対して「どちらかというとは思わない」29.0%、「そうとは思わない」29.5%で、合わせて58.5%と、約6割の方が子育てしやすい環境ではないと感じています。

これは、震災の影響が大きいと考えられますが、南相馬市は子育てしやすいと多くの市民が思えるよう、総合的な施策の底上げを図っていくことが求められます。

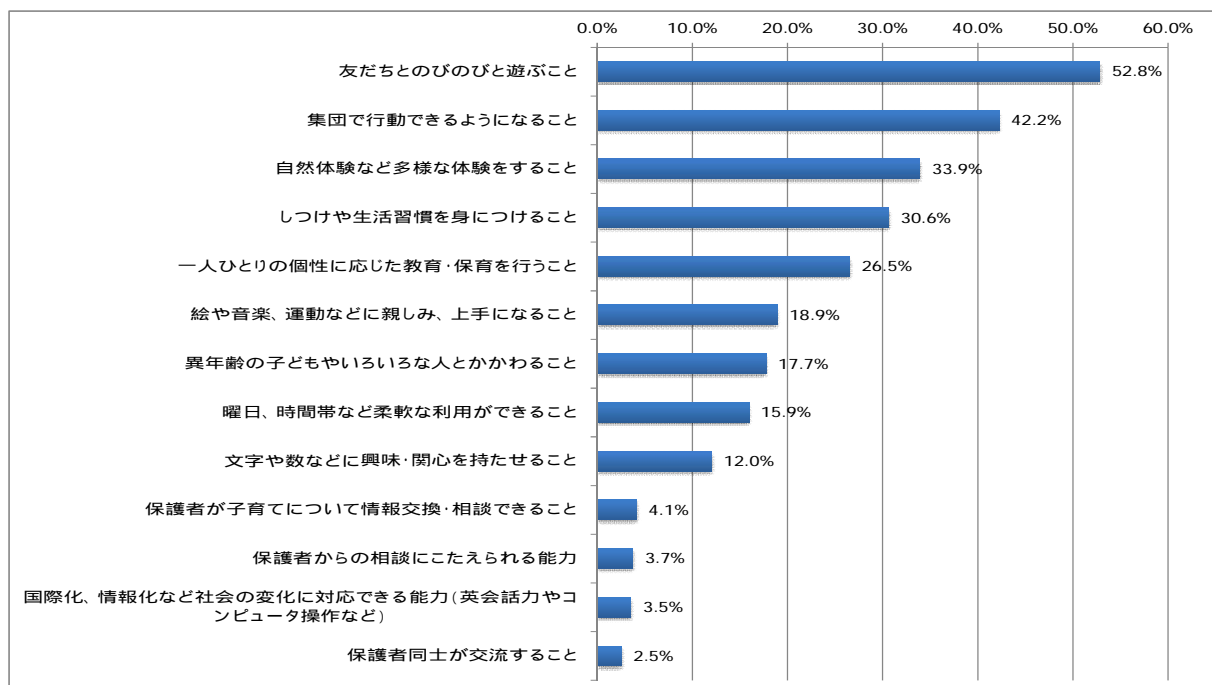


(2) 幼稚園・保育所(園)に望むこと

幼稚園・保育所(園)に望むことについては、「友達とのびのびと遊ぶこと」(52.8%)という回答が最も多く、次いで「集団で行動できるようになること」(42.2%)、「自然体験など多様な体験をすること」(33.9%)、「しつけや生活習慣を身につけること」(30.6%)と続いています。

これらの結果をふまえながら、子どもたちが多くの時間を過ごし、成長する場として、教育・保育内容を一層充実していくことが求められます。

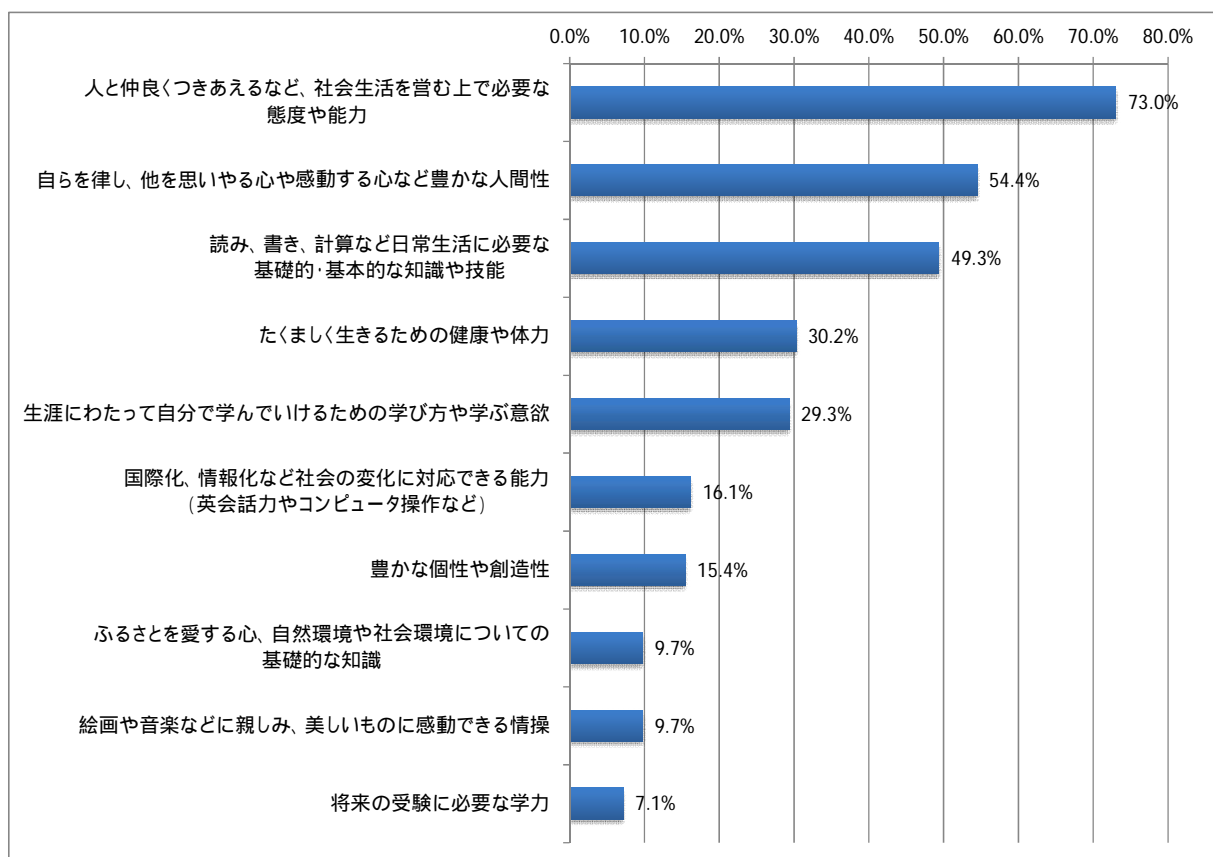
幼稚園・保育所(園)に望むこと(複数回答)



(3) 小学校で子どもに身につけさせたいと思うこと

小学校で子どもに身につけさせたいと思うことについては、「人と仲良くつきあえるなど、社会生活を営む上で必要な態度や能力」(73.0%)とする回答が最も多く、次いで「自らを律し、他を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」(54.4%)、「読み、書き、計算など日常生活に必要な基礎的・基本的な知識や技能」(49.3%)と続きます。これらの結果をふまえながら、教育内容を一層充実していくことが求められます。

小学校で子どもに身につけさせたいと思うこと(複数回答)

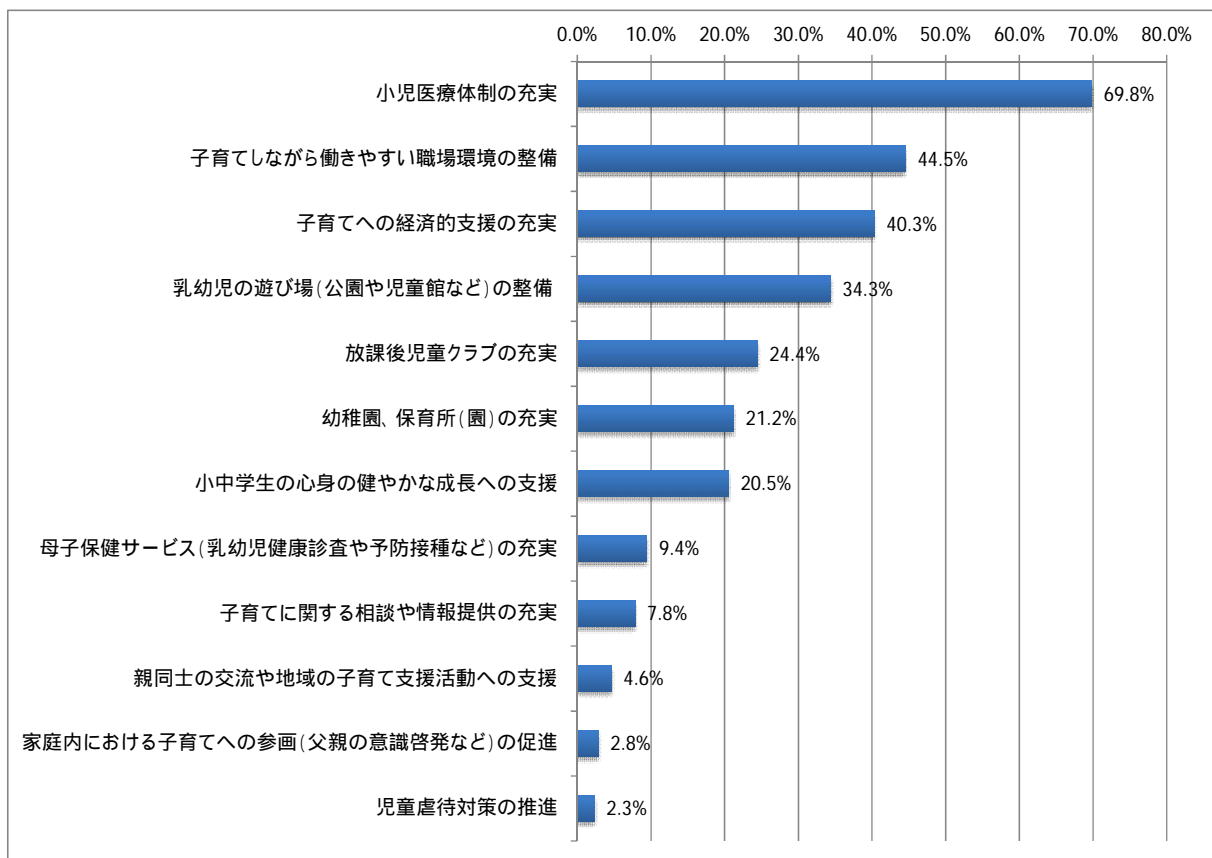


(4) 子育てしやすいまちづくりのために今後重要なこと

「子育てしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが重要だと思いますか」という質問に対しては、「小児医療体制の充実」が69.8%で最も回答が多く、次いで「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」44.5%、「子育てへの経済的支援の充実」が40.3%、「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」が34.3%の順になっています。

市民が子育てしやすいと感じ、避難者が本市に帰還するよう、これらの取り組みを本計画や復興総合計画の中で着実に実行していくことが求められます。

子育てしやすいまちづくりのために今後重要なこと（複数回答）



(5) その他

自由記載には、求職のために認可保育所に子どもを預けられないことへの不満や、幼稚園の土曜預かりの希望が多く寄せられました。

放課後児童クラブでは、定員増や18時以降の預かりのほか、土曜日や長期休業中における各クラブの開設などの希望がありました。

また、子育て支援センターでは、鹿島区も開設してほしいとの希望が見られました。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

近年の子どもの育ちや子育てをめぐる環境をみると、

核家族化、地域のつながりの希薄化による、祖父母や近所から、子育てへの助言・支援・協力を得ることが困難な状況

赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることの増加

共働き家庭の増加、非正規雇用の割合の高まり、仕事と家庭の両立困難による出産を機に退職する女性の存在、子育て期の30～40代男性の長時間労働

子育ての負担・不安、孤立感の高まりによる、児童虐待等の発生

子どもが乳幼児期に異年齢の中で育つ機会の減少

といった課題があります。

さらに、本市においては震災の影響により、

仮設住宅等の住環境の問題

長引く避難生活のため、家族分離による母子の孤立化

仮設校舎等による教育環境の問題

放射線に対する不安

など、子どもの置かれた環境は、問題が山積しております。

こうした中で、これまで本市では、南相馬市次世代育成支援行動計画において、南相馬市総合計画のまちづくりの基本指針である「みんなが支えあう健やかなまちづくり」を基本理念に掲げ、施策を推進してきたところです。

南相馬市子ども・子育て支援事業計画においては、上位計画である南相馬市復興総合計画のまちづくりの基本指針の1つである「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念とします。

平成27年4月から始まる子ども・子育て新制度では、子ども・子育て支援法において、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的とし、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目指しています。

また、平成26年7月2日に内閣府より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、「子ど

もは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の1つである。」と記されています。

さらに、震災以降、本市は高齢化率が著しく上昇しており、将来の南相馬市を担う子どもたちの存在とその健やかな成長がますます重みを増しています。

このことから、震災後における子どもや子育て環境の変化等を踏まえ、本計画の理念をより明確にするため、以下のとおり副題を設けます。

基本理念

「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」

～南相馬市の将来の希望である子どもの健やかな成長を市民みんなで支える～

子どもは、皆の将来の希望であり、子どもと子育て家庭を、幼稚園・保育園(所)所・学校、ボランティア、自治会、事業所、行政など、地域ぐるみで支えあい、ふれあうことで、支える人も支えられる人も、みなが輝いていくまちを創っていきます。

第2節 基本目標

南相馬市次世代育成支援行動計画では、「家族が、安心して子どもを育てることが出来ます」という基本目標を掲げてきました。

本計画では、この基本理念を継承しながら、さらに、地域全体でそれを支える必要があることを表明し、次の基本目標を掲げ、総合的に施策の展開を図ります。

基本目標

「家族が安心して子どもを産み育てることができる

地域社会の確立を目指す」

第3節 基本施策

本計画では、次世代育成支援計画の重点施策を、子どもと子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ再編成し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援として、次の5つの基本施策を掲げます。

・母性並びに子どもの健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の支援、「食育」の推進、子どもの医療を取り巻く環境の充実など、母性並びに子どもの健康の確保及び増進を図ります。

・地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくりなど、地域における子育ての支援を充実させます。

・社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施設の充実など、社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援を行います。

・子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

学校の教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもの安全・安心確保の推進など、子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備を進めます。

・職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と家庭の調和の実現のための働き方の見直しの支援や、仕事と子育ての両立のための基盤整備など、職業生活と家庭生活の両立の推進等に努めます。

第4節 施策の体系

基本目標に基づく基本施策は以下に示すものとし、本体系に基づき、各種施策や事業を展開します。

南相馬市子ども・子育て支援事業計画 施策体系図



第4章 分野別施策の展開

第1節 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

施策の方向

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
- 2 学童期・思春期の保健対策の充実
- 3 歯科保健の推進
- 4 「食育」の推進
- 5 子どもの医療を取り巻く環境の充実
- 6 放射線に対する健康管理対策の推進

1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊産婦は、妊娠中は様々な要因により精神的に不安になったり、また、出産後は子育てにおける身体的、精神的負担により孤独感を感じたりすることもあります。さらに、震災後は、長引く避難生活による保護者の不安やストレスもあることから、これらを和らげると同時に、子どもの健康に関する必要な知識を一層浸透させ、母子ともに健康を保ち、ゆとりある子育てができるよう支援が必要です。

そこで、妊産婦が安心して出産し、子どもが健やかに成長できるように、母子保健事業を、子どもや父母の側に立って尚一層充実させていきます。

【個別事業】について、これまでよりも拡充して実施する事業について 拡 を、平成27年度以降に新たに実施、計画している事業について 新 を表示しています。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳交付事業及び保健指導 健保	妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳の利用方法や妊産婦健康診査の受け方、妊娠中の日常生活についての保健指導を実施します。 また、保健師による面接相談を受ける体制を確保します。	健康づくり課
妊産婦健康診査事業 健保	安心して妊娠、出産できるよう、妊産婦健康診査費用を助成します。	健康づくり課
マタニティファミリーセミナー 健保 拡	妊婦と夫及び家族を対象に妊娠・出産・栄養・育児等についての講義・実習を実施します。 また、妊婦や母親の自立グループの立ち上げ支援を積極的に行い、相談・育児支援の場の拡大を図ります。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業) 健保	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を行い、支援が必要な家庭には適切な支援を行います。	健康づくり課
乳幼児健康診査事業 健保	4か月、10か月、1歳6か月、3歳児の健康診断を行うことにより、乳幼児の健康の確保と保護者の育児等に対する不安を軽減します。	健康づくり課
乳幼児健康診査時の個別相談	発達や発育の遅れのある乳幼児の相談助言や母親のメンタル面のサポートのため、すべての乳幼児健診に臨床心理士を配置し、相談体制を整備します。	健康づくり課
予防接種事業 健保	予防接種法に基づき、定期予防接種を実施します。	健康づくり課
リフレッシュママクラス 健保 拡	母親が自分の気持ちを話すこと等で、子育ての不安が解消でき、育児が楽しめる事業を実施します。また、子育て力を培うことができるよう支援します。	健康づくり課

健：「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画(後期計画)」との連携事業

2 学童期・思春期の保健対策の充実

子どもを取り巻く環境は、様々な情報メディアの発達により、有害な情報がまん延し、正しい知識を持たない子どもたちに悪影響を及ぼしています。また、阪神淡路大震災を鑑みると、本市の子どもたちも、東日本大震災による生活の変化や不自由な日常生活、学校生活を強いられることにより、自己肯定感や自己決定力の低下が予想され、このことが、望まない妊娠につながる懸念があります。

このことから、市内の小中学校と連携し、思春期保健事業を実施し、自分自身の身体に関する正しい知識を持てる学習機会の充実や、相談体制の整備を図ります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
思春期保健事業 健保	市内小中学校の児童・生徒、保護者を対象に命の大切さを理解し、自分を大切にできる行動がとれるよう学校と連携し、正しい知識の普及のため思春期保健教室の事業を実施します。	健康づくり課 市内小中学校
思春期保健事業体制整備 健保	学校、養護教諭部会、地域の産婦人科医師、助産師会等と課題等を共有し、その解決に向けたネットワークの構築、南相馬市思春期保健プログラムの作成を行い、統一的な継続した支援を行います。	健康づくり課 市内小中学校

健：「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画(後期計画)」との連携事業

3 歯科保健の推進

本市の歯科保健の基本目標である「いくつになってもおいしく食べることができて、楽しくおしゃべりができる」を達成するためには、ライフステージに応じた継続的な歯（口腔）のケアが必要です。幼児期から青少年期における歯科保健は、丈夫な歯でよく噛んでしっかり食べることができ、食べた歯みがきをする習慣を身につけ実践できることが歯と口の健康を守るための基礎となります。

そこで、親も子も歯や口の健康を保つことができるよう歯科健診等を実施し、歯科保健の知識の普及や歯（口腔）ケアの意識の向上を図ります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
妊婦歯科健康診査事業 <small>健保 拡</small>	妊婦の歯科疾患予防及び健康増進のため、母子健康手帳を交付した妊婦に対し、歯科医療機関にて、歯科健康診査及び保健指導を実施し、妊婦歯科健康診査費用を助成します。	健康づくり課
歯科健康教室 <small>健保</small>	お口の健康を守るための知識の普及啓発のため、乳幼児健診時や幼稚園、保育園（所）、小中学校を対象とし、健康教育を実施します。	健康づくり課

4 「食育」の推進

乳幼児期から青少年期における食生活のあり方は、生涯にわたる健康の基礎であり、正しい「食」を通して子どもの「こころとからだ」の健やかな成長が育まれます。

そこで、親も子も健康な生活を送ることができるよう調理実習等を実施し、食べ物を選択する、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及や意識の向上を図ります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
食育の推進(母子関係)	母子が望ましい食生活を取り入れられるよう食育教室を実施し、健全な心と身体の維持・成長を図ります。	健康づくり課
保育園(所)・幼稚園・小中学校での栄養教室	児童生徒に対し食の大切さなどを教えるため、管理栄養士による栄養教室を実施します。	健康づくり課
朝食推進運動 <small>健保</small>	1日3回食えることを基本とし、特に欠食が多い朝食をしっかり食べるよう、子どもや親を対象とした事業に取り組みます。	健康づくり課
「1:1:2」推進運動 <small>健保</small>	バランスの良い料理の組み合わせ方として主食1品、主菜1品、副菜2品を日々の生活で実践できるように、「1:1:2」運動を周知するとともに、調理技術の向上に取り組みます。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
三世代交流会 健保	地域での世代交流の中で、郷土食や行事食を伝えるとともに、地域の豊かな自然、人々の知恵など日本食の素晴らしさ、楽しさを伝える事業を実施します。	健康づくり課
昔ながらの家庭料理教室、キッチンママ教室 健保	日々家庭の中で親から子へと受け継がれる食のマナーや感謝の気持ち、家族だんらんの楽しさなど食の素晴らしさを伝えます。	健康づくり課
食生活改善推進員育成事業 健保	地域で食育を担う人材を育成し、地域を挙げて食を通しての健康づくりに取り組みます。	健康づくり課

健：「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画（後期計画）」との連携事業

5 子どもの医療を取り巻く環境の充実

子どもの医療については、子どもの健全な育成を目的として、平成 24 年 10 月より 18 歳までの医療費を無料とする「乳幼児こども医療費助成事業」を実施し、保護者の負担の軽減を図っています。東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、本市の医療体制は大きなダメージを受け、現在も小児医療が不足しています。

このことから、国に対し、小児科医の派遣を引き続き強く要望していくとともに、相馬郡医師会等と地域医療の在り方を検討し、地域医療提供体制の充実に努めます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
休日在宅当番医事業	休日等に発生した救急患者の初期医療として、地域開業医師による当番医休日診療を相馬地方構成市町村が共同で実施します。	健康づくり課
夜間小児科・内科初期救急医療事業 健保	一般社団法人相馬郡医師会の協力を得て、夜間でも小児科の受診ができるような初期救急体制を整備します。	健康づくり課
かかりつけ医促進事業	日常的にあるいは緊急の場合に安心して受診や相談ができるかかりつけの医師（歯科医師）を持つ制度（かかりつけ医制度）を推進します。	健康づくり課
乳幼児こども医療費助成事業	福島県からの補助を受けながら、平成 24 年 10 月から 18 歳までの子どもの医療費無料化を実施しています。今後も継続実施に努めます。	男女共同こども課
未熟児養育医療費助成事業	権限移譲により、平成 25 年度から市の事業となりました。出生後速やかに適切な処置を行う必要がある未熟児に対し養育医療の給付を行います。	男女共同こども課

健：「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画（後期計画）」との連携事業

6 放射線に対する健康管理対策の推進

本市では、原子力災害により放射線に対する不安を持つ市民が多いことから、ガラスバッジの貸与による外部放射線被ばく検診、ホールボディカウンターやベビースキャンによる内部被ばく検診を実施し、検診結果をわかりやすくお知らせすることにより、市民の不安軽減に努めてきました。

今後も市民の放射線に対する健康不安の軽減が図られるよう、定期的に検診を実施するとともに、よりわかりやすい健診結果の情報提供に努めます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
外部、内部被ばく線量測定の実施	外部被ばく線量については、個人積算線量計（ガラスバッジ）の貸与により、内部被ばく線量についても、ホールボディカウンター及びベビースキャンにより、それぞれ測定を継続して実施します。	健康づくり課
放射線被ばくデータ分析の推進	検診の結果については、放射線専門家による放射線健康対策委員会で分析・評価し、市民へわかりやすく情報を提供することにより、市民の放射線に対する不安軽減に努めます。	健康づくり課

第2節 地域における子育ての支援

施策の方向

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 子どもの健全育成
- 5 世代間交流の推進、余裕教室等の活用

1 地域における子育て支援サービスの充実

本市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う避難により、市内で生活する子どもの数が大きく減少しています。また、長引く避難生活によってコミュニティや家庭環境が変化し、子育て世帯が孤立するなどや、子どもと親を取り巻く環境が大きく変化し、さまざまな対策や支援が求められています。

このような現状を踏まえ、市民が安心して子育てをすることができるように、相談・支援体制の充実や避難中の子育て世帯に対する情報発信等を行うとともに、多様化した子育て家庭のニーズにも対応できるよう、子育て支援センター事業や子育て応援交流事業など、子育て支援サービスの更なる拡充を行います。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康づくり課 男女共同こども課
ブックスタート事業	10か月児健診時に、乳児向け絵本とブックリストの配布、司書による絵本の読み聞かせ及び読書支援を実施します。	健康づくり課 中央図書館
実費徴収に係る補足給付を行う事業 新	子ども・子育て支援新制度による新たな事業です。保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して支払う日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。実施に向けた検討を行います。	幼児教育課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業) 拡	子育てに対する不安や悩みについての相談や育児講座の開催、育児サークルの育成・支援、保護者同士の交流の場の提供など、地域に密着した子育て支援を行います。	幼児教育課
保育園・幼稚園における子育て相談	各公立保育園・幼稚園の保育士及び教諭による保護者との子育て相談により、子育て不安の解消を図ります。 なお、保育士や教諭による相談力を強化するため研修を実施し、資質の向上を図ります。	幼児教育課
利用者支援事業 新	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	男女共同こども課 幼児教育課

事業名	事業内容	担当課
子育て応援情報交流事業	子育てに関する様々な情報を集めたWebサイトにより、子育てに関する様々な情報の提供を行います。	男女共同こども課
子どものための情報誌発行事業	親子や子どもが参加できる行事・イベント等を掲載した情報誌を発行します。	文化スポーツ課
子育て応援基金助成事業 拡	子育て応援基金を財源として、子育て支援活動に主体性をもって取り組む団体の事業に対し助成金を交付することにより、地域での子育てを応援します。	男女共同こども課
出産お祝い事業 新	子どもを出産した家庭に対し、出産をお祝いする事業を検討・実施します。	男女共同こども課
児童手当支給事業	児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	男女共同こども課
乳幼児子ども医療費助成事業（再掲）	福島県からの補助を受けながら、平成24年10月から18歳までの子どもの医療費無料化を実施しています。今後も継続実施に努めます。	男女共同こども課
未熟児養育医療費助成事業（再掲）	権限移譲により、平成25年度から市の事業となりました。出生後速やかに適切な処置を行う必要がある未熟児に対し養育医療の給付を行います。	男女共同こども課
スポーツ少年団選手派遣事業補助金	県大会以上の大会に出場する旅費等を助成し、大会出場に係る経費の軽減を図ります。	文化スポーツ課

2 保育サービスの充実

共働き家庭の増加に伴い、病児・病後児保育や休日保育などの多様化する保育ニーズや、育児休業明けから就学までの隙間のない保育のニーズが高まっています。

そこで、これらの保育ニーズに対応していくため、地域の支え合いによる子育て支援にも力を入れながら、利用者の立場に立った多様な保育サービスの充実を図ります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
通常保育事業	保護者の就労等により保育の必要がある児童を保育所、認定こども園等で保育し、児童の健全な育成を図ります。	幼児教育課
幼稚園授業料無料化事業、保育園(所)保育料無料化事業	子どもを産み育てやすい子育て環境の充実を図るため、公立幼稚園授業料、保育園(所)保育料を無料とするとともに、私立幼稚園在籍園児の保護者に対して実質無料となるよう補助します。(28年度以降の継続は、園児の在園状況等を勘案し平成27年度に判断します。)	幼児教育課
延長保育事業 拡	保育園(所)、認定こども園等において、就労時間の多様化に対応するため、延長保育を実施します。	幼児教育課

事業名	事業内容	担当課
0歳児保育 拡	保育園(所)、認定こども園等において、0歳児保育を実施します。	幼児教育課
一時預かり事業 拡	保護者の傷病や就労、冠婚葬祭など、緊急的、一時的に、子どもの保育が必要になった子どもの保育を実施します。	幼児教育課
幼稚園の預かり保育	保護者の子育てに対するストレスを解消できるよう、必要な時に子どもを預かる預かり保育を継続的に実施します。	幼児教育課
保育サービス評価システムの構築	保育サービスの質を担保する観点から、サービス評価の仕組みの導入・実施に向け、保育サービス評価システムの構築の検討を行います。	幼児教育課
民間保育所運営費補助事業	児童福祉法に基づき、社会福祉法人に対し入所の委託を行い、民間保育所での児童の健全育成を図ります。	幼児教育課
地域保育施設助成事業補助事業	福島県地域保育施設助成事業実施要綱に基づき、認可を受けていない民間保育施設入所児童に対し補助金を交付します。	幼児教育課
特定教育・保育施設等への参入促進事業 新	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	幼児教育課
幼保一元化への取り組み 新	市の幼稚園、保育園について、認定こども園への移行を検討します。また、民間の幼稚園、保育園(所)に対して認定こども園についての情報提供を行います。 認定こども園への移行に伴う幼稚園教諭と保育士の合同研修などに対する支援策を検討・実施し、民間の幼稚園及び保育園(所)の認定こども園への移行を支援します。	幼児教育課
幼保・小の連携推進	小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・保育園(所)と小学校の連携を推進します。	幼児教育課 学校教育課
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜や祝日に保育が必要な子どもを預かるための環境づくりを進めます。	男女共同こども課
トワイライトステイ事業 新	保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合や休日勤務の場合など、児童を一時的に預かるための環境整備を進めます。	男女共同こども課
夜間保育事業	保護者の就労形態の多様化への対応として、夜間に保育が必要な子どもを預かるための環境整備について検討します。	男女共同こども課
ショートステイ事業 新	保護者が病気等の理由により、家庭で児童を養育することが困難になった場合などに、一時的に児童を短期間(7日程度)預かるための環境づくりを進めます。	男女共同こども課
病児・病後児保育事業 新	保護者が就労等のため、病気の状態、又は病気から回復状況にある子どもの看護をできない場合、その子供を看護・保育する病児・病後児保育の環境整備を進めます。	男女共同こども課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 拡	地域において育児の支援を受けたい人と提供したい人が会員となり、育児支援について相互援助する会員組織であるファミリー・サポート・センター事業を推進します。 援助活動は、保育施設までの子どもの送迎、親の残業時、保育施設開始前・終了後・放課後などのほか、親のリフレッシュのための子どもの一時預かりを実施します。	男女共同こども課

事業名	事業内容	担当課
緊急サポート事業新	病児・病後児の預かりなどの援助を受けたい保護者と、援助を提供したい方が会員になり、病気、病気回復期などにおける育児について助け合う会員相互の援助活動で、共働き家庭等が安心して働き、子育てできる環境の整備を図ります。	男女共同こども課

3 子育て支援のネットワークづくり

子育ての第一義的な責任は、父親・母親が負うものですが、社会環境が大きく変化し、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てそのものに不安を感じる親も多くみられます。そのような親の不安を解消するため、子育て家庭と地域の関係機関、地域住民の連帯、そして、その連携の周知や子育て情報の発信が必要とされています。

そこで、孤立した子育てではなく、地域との繋がりを持った子育てができるように、子育て家庭が関係機関とネットワークで繋がり合えるよう、また、子育ての当事者同士が地域で出会い、交流し、ゆとりをもって子育てを楽しむことができるようサポートしていきます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
子育て支援ネットワークづくり拡	家庭、保育園、幼稚園、学校、地域などの協働のもと、地域における様々な活動や交流の機会を設け、子どもの生きる力を育みます。 また、子育て応援Webサイトにより育児サークルの紹介、会員募集等の機会を提供します。 さらに、子育て応援基金助成事業により、子育て支援のネットワークづくりの活動を支援します。	男女共同こども課
育児サークル支援 <small>健保</small>	自主グループの立ち上げ支援を行い、楽しく育児ができる環境づくりの支援を行います。グループ同士の交流も視野に支援します。	健康づくり課
グループミーティング事業 <small>健保</small>	母親を対象に、同じように育児をしている人との交流の場を提供し、自分の育児や自分が抱えている悩みや不安を少しずつ整理しながら、自信を持って自分なりの育児ができるような事業を実施します。	健康づくり課
母子健康推進員育成事業 <small>健保</small>	子ども自身が成長する力を支え、その養育者である親の悩みや喜びを共に分かち合い、親子に寄り添う人、母子健康推進員を育成し、地域での活動を推進します。	健康づくり課
母子愛育会の活動支援 <small>健保</small>	市内の妊産婦、乳幼児を中心に地区住民の健康保持増進を図り、明るく住みよい町をつくることを目的とする活動を支援します。	健康づくり課

健：「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画（後期計画）」との連携事業

4 子どもの健全育成

子どもが安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てられ、子ども自らの意志が尊重され、保障される社会をつくる必要があります。そのために、子どもを含めた社会全体の意識啓発を進めるとともに、子どもが保護の対象としてだけでなく、権利を持った主体として認められ、その権利が尊重される社会の構築が求められています。

そこで、子どもたち自身が社会の一員であることを自覚し、社会への責任や義務、参画意識を身につけ、主体的に社会に関わることができる仕組みづくりに努めます。

また、子どもの健全育成のためには人材の確保が必要であり、高齢者や育児経験豊かな主婦等を中心として、子育て支援に携わる人材の養成と効果的な活用を推進します。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
児童館運営事業	児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に児童センターの管理運営を図ります。また、社会福祉協議会が運営する児童館に対し、経費を補助します。	幼児教育課
生涯学習講座事業	様々な体験活動を通して心豊かな青少年を育成するため、子育て、親子の絆を深める家族ふれあい広場事業等の充実を図ります。	文化スポーツ課
こども交流支援事業	県内外の自治体やNPO法人などからの児童・生徒招待事業の窓口になっている「NPO法人南相馬こどものつばさ」へ補助金を交付し、市の子どもと市外の子どもの交流を支援します。	文化スポーツ課
市立図書館の児童図書・児童サービスの整備・充実	幼児期の読書の重要性を伝えながら、児童図書の充実を図り、子どもたちに読書の習慣が身につくよう支援します。また、おはなし会・読み聞かせの実施など、児童サービスの充実に努めます。	中央図書館
子どもの遊び場等の維持管理と整備 拡	子どもをのびのびと遊ばせることができる施設の維持管理と整備を行います。	男女共同こども課
少年センター運営事業	少年非行の早期発見、早期指導を実施するため地域活動の拠点となる少年センターの充実を図り、青少年の健全育成を推進します。	男女共同こども課
遊びの教室 健保	体もこころも元気に育つために、保健センターにおいて、体を使った遊び（運動）の楽しさを、親子で体験・経験できる事業を実施します。	健康づくり課
青少年育成市民会議活動事業	各地区推進協議会と連携し、青少年の健全育成の推進を図るための事業を実施します。	男女共同こども課
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 拡	昼間保護者のいない小学校児童等に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	幼児教育課

事業名	事業内容	担当課
保育サポーター養成	ファミリー・サポート・センター事業で、会員の相互援助に必要な知識を得るための講習会を開催し、子どもを預かる保育サポーターを養成します。	男女共同こども課

健：「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画（後期計画）」との連携事業

5 世代間交流の推進、余裕教室等の活用

地域における子育て支援を推進するに当たっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図ることが必要です。

また、子育て支援サービスの場として学校教室等公共施設の余裕空間を有効活用することが望ましいと考えます。

そこで、高齢者と保育園（所）児等の交流や、空き施設を活用した子育て支援サービスの提供を行います。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
保育園（所）等入所児童の世代間・異年齢児交流	保育園（所）児等と身近な地域の子育て経験者である高齢者等との世代間交流や異年齢層間のふれあいを通し、子どもの社会性を育みます。	幼児教育課
紅梅の里・親子との絆づくり体験事業（夏季・冬季）	小高小中学校長会、小高区小中学校PTA連絡協議会との共催で、小高区の小中学生とその家族を対象に、親子や住民同士の絆を深めるための機会を提供します。	文化スポーツ課
余裕教室の活用	余裕教室を活用して放課後児童クラブ、発明クラブ等を実施します。	幼児教育課 商工労政課
三世代交流会（再掲） 健保	地域での世代交流の中で、郷土食や行事食を伝えるとともに、地域の豊かな自然、人々の知恵など日本食の素晴らしさ、楽しさを伝える事業を実施します。	健康づくり課

健：「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画（後期計画）」との連携事業

第3節 社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援

施策の方向

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 3 障がい児支援の充実

1 児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待の早期発見、防止は、今、最も重要な課題の一つとなっています。また、近年の都市化や核家族化を背景に、地域の連帯感の希薄化などにより、家庭における子育ての機能が低下し、子どもに関わる問題も複雑かつ多様化してきています。このような中で、身近に相談できる相手を持たず、育児に悩む親が増え、子どもの心身に深刻な影響を与える児童虐待につながることを考えられます。

そこで、私たち一人ひとりが、虐待を防ごうとする意識を持つための取り組みや、虐待が発見された場合には早急に対応できるように各種相談事業の充実を図るとともに、メンタルケア、親同士の交流、更には多様な保育サービスを通して、子育ての不安感や負担感を和らげるような取り組みを行います。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業) (再掲) 健保	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を行い、支援が必要な家庭には適切な支援を提供します。	健康づくり課
養育支援訪問事業(再掲)	関係機関等からの情報収集により、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	健康づくり課 男女共同こども課
子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)	要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報の交換や支援内容の協議等を行います。	男女共同こども課
家庭児童相談事業	児童を取巻くさまざまな相談に対応するため、福祉事務所に家庭児童相談員を配置し、児童家庭の問題の解決に向けた支援を行います。	男女共同こども課

健：「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画(後期計画)」との連携事業

2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスの展開と、ひとり親家庭の自立支援に向けて、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を実施していくことが必要です。

現在、県の母子相談員がひとり親家庭等の身近な相談窓口として、関係部局、民生児童委員、母子寡婦福祉団体などと連携をとりながら、自立へ必要な情報提供、相談指導を進めています。

今後も、それぞれのひとり親家庭が自立した生活を営めるように、相談事業や経済支援、就労支援に取り組みます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
ひとり親世帯医療費助成事業	児童を養育している母子・父子家庭及び父母のいない児童の医療費の一部を助成し、家庭生活の安定と自立促進を図ります。	男女共同子ども課
ひとり親家庭支援相談事業 拡	近年、子どもを持つ家庭の離婚が増加傾向にあり、ひとり親家庭では、経済的な悩みに加え、育児不安も抱えていることから、これらを総合的にアドバイスする相談員を配置し、相談・支援を行います。 また、家庭内の問題、DV（ドメスティック・バイオレンス）についての相談・支援も行います。	男女共同子ども課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度の広報・申請受付	県のひとり親福祉事業ですが、市は制度の広報及び相談や申請受付を行っています。県と連携し、ひとり親家庭の自立を支援します。	男女共同子ども課
母子家庭等自立支援給付金事業 新	母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、母子家庭の母等の就業を支援するため、自立支援教育訓練給付金並びに高等技能訓練促進費等を支給します。	男女共同子ども課
児童扶養手当支給事業	父親または母親と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者に児童扶養手当を支給し、家庭生活の安定と自立促進を図ります。	男女共同子ども課
東日本大震災遺児等支援金支給事業	東日本大震災で父親・母親又は両親を亡くした児童の生活を支援するため、遺児孤児支援のための寄附金で造成した東日本大震災遺児等支援基金を財源として、支援金を給付します。	男女共同子ども課
東日本大震災遺児等進学支援助成金交付事業	東日本大震災で父親・母親又は両親を亡くした児童の大学・専門学校への進学を支援するため、遺児孤児支援のための寄附金で造成した東日本大震災遺児等支援基金を財源として、助成金を交付します。	男女共同子ども課
東日本大震災遺児等支援事業	東日本大震災で父親・母親又は両親を亡くした児童とその保護者を対象とし、各種支援を行います。	男女共同子ども課

3 障がい児支援の充実

近年、障がいを持つ人たちの社会参加が強く叫ばれている中で、障がいを持つ人たちが自立し、地域社会の一員として、安定した生活を送れるように支援しなければなりません。そのためにはノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人となない人が、共生できる社会でなくてはなりません。幼児期からともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

そこで、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の円滑な連携により、在宅サービスの充実、就学支援、保育所への受け入れ推進、各種子育て支援事業など、一貫した取り組みを行います。

また、発達支援システムを構築し、保護者に対する育児相談を推進し、家族などへの支援も併せて行います。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
幼稚園・保育園（所）における障がい児保育	障がいの有無にかかわらず、公立私立、幼稚園・保育園（所）を問わず、全ての園（所）で受け入れられるように、「地域で障がい児を応援する・見守っていく」という土壌を醸成します。	幼児教育課
小中学校への学習支援員の配置	発達障がいのある児童生徒がいる学校に学習支援員を配置して、きめ細やかな指導の充実を図ります。	学校教育課
小中学校への介助員の配置	心身に障がいのある児童生徒が市内小中学校に就学する場合、必要に応じて介助員を配置し、適正な学習環境の確保を図ります。	学校教育課
発達支援システムの構築 拡	支援を必要とする児童等が適切な環境で成長できるよう幼稚園・保育園（所）、母子保健担当、教育委員会、療育機関等関係機関との連携を図り、発達支援システムの構築を図ります。	男女共同こども課
発達支援研修会	発達支援の関係者を対象に、療育に関する専門的な研修会を実施し、支援を要する幼児に対する支援の充実を図ります。	男女共同こども課
子どもの育ちを支える親のための講座	子どもへの関わり方のコツを学ぶ講座を開催し、子育てに難しさを感じる保護者が、自信を持ち楽しく子育てができるよう支援します。	男女共同こども課
幼稚園・保育園（所）の巡回相談事業 拡	市内幼稚園・保育園（所）を巡回し、支援を要する幼児の関わり方について相談・助言を行い、健全な成長を促します。	男女共同こども課
幼児ことばの教室(通級指導) 拡	就学前の言語障がいのある幼児に対して、早い時期に指導を行い、健全な成長を支援します。	男女共同こども課
ことばの相談会 健保 拡	乳幼児健診等でことばの遅れ等のある幼児と保護者を対象に、言語聴覚士による発達検査、相談、指導を実施します。	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診への臨床心理士の配置(障がい児への適切な指導)	発達の違いのある乳幼児の相談・支援のため、福島県の事業を活用しながら、すべての乳幼児健診に臨床心理士を配置し、相談体制を整備します。	健康づくり課
すこやか教室	乳幼児健診等で経過観察を必要とされた児と保護者を対象に、遊びを通して保護者が子どもとの関わり方を学んだり、子どもの成長発達を確認しながら参加者同士が交流したり、悩みや不安を軽減できるように、臨床心理士、言語聴覚士、保健師、保育士等が支援を行います。	健康づくり課 男女共同こども課
乳幼児発達相談会 健保	乳幼児健診等での発達面で経過観察児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	健康づくり課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者の医療費の自己負担額を助成し、福祉の増進を図ります。	社会福祉課
障がい者自立支援給付事業	障がい者の自立した生活を支援します。 ・介護給付(児童発達支援など) ・その他在宅サービス(育成医療・補装具費など)	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいのある児童の保護者に対し、手当を支給する県の事業です。市は申請を受け付けます。	男女共同こども課
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業	身体障がい者の居宅を訪問して入浴サービスを行い、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。	社会福祉課
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい児者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、就学している障がい児の放課後又は在宅障がい者の日中の支援を図ります。	社会福祉課
特定疾患患者見舞金の支給	特定疾患患者の保護者に対して見舞金を支給し、福祉の増進を図ります。	社会福祉課
日常生活用具給付事業	在宅の重度障がい者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。	社会福祉課
相談支援事業	障がい者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立した日常生活、社会生活が送れるよう支援します。	社会福祉課

健：「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画(後期計画)」との連携事業

第4節 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

施策の方向

- 1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- 2 家庭や地域の教育力の向上
- 3 子どもを取り巻く有害環境対策等の推進
- 4 良質な住宅と良好な生活環境の確保
- 5 子どもの安全・安心確保の推進
- 6 被害に遭った子どもの保護の推進
- 7 放射線対策の充実

1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

市では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、多くの子どもが、今も市外での避難生活をしています。このような状況において、次代の担い手である南相馬市の子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境の整備に努めることが必要です。

このことから、児童生徒の学習支援やキャリア教育、健やかな体の育成の取り組みを行います。

また、校舎の改修や改築を行い、教育環境の整備を図ります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
学校図書館の充実	学校図書館支援員の派遣及び市立図書館との連携により、学校図書館を充実させ、子どもの読書力や表現力の向上を図ります。	中央図書館 教育総務課 学校教育課
学習支援事業(再掲)	発達障がい等を有する児童生徒等特別な支援を必要とする学校に学習支援員を配置して、きめ細やかな指導の充実を図ります。	学校教育課
介助員配置事業(再掲)	心身に障がいのある児童生徒が就学する場合、必要に応じて介助員を配置し、適正な学習環境の確保を図ります。	学校教育課
こころのケア相談会 <small>健保</small>	不登校や学校生活の悩みや心配事に対し、専門家(臨床心理士)による「こころのケア相談会」を定期的に行い、助言や支援を行います。	学校教育課
学校不適応対策事業	やすらぎ広場(原町区)、さくら教室(鹿島区)、紅梅教室(小高区)を設置し、不登校状態にある児童生徒に生活及び学習指導等を行い、生活リズムを改善するとともに、自立心や社会性を養い、学校生活に復帰できるよう支援します。	学校教育課
キャリア教育推進事業	将来、子どもたちが、社会人・職業人として自立していくために、一人ひとりの勤労観・職業観の育成に努めます。	学校教育課
放課後子ども教室の開催	スポーツ・文化等の様々な体験活動や地域住民との交流活動を実施し、子どもたちの健康な身体と豊かな心の育成を図ります。	幼児教育課

事業名	事業内容	担当課
子どもの体力向上プロジェクトの推進	児童・生徒の体力測定値の向上をめざして、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を設定し、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取り組みを推進します。	幼児教育課 学校教育課
中学校部活動支援事業	中学校の運動部活動に中央の講師やアスリート等の外部講師を招き指導を受ける機会を設け、技術の向上を図る等、側面から支援する事業を実施します。	学校教育課
小学校部活動支援事業	小学校の音楽部活動に外部講師を招へいし、技術指導会を開催し、児童の芸術的感性の育成と演奏技術の向上を図ります。	学校教育課
学校教育支援センター事業	学校教育に関する相談、適応指導、就学指導、研修等の支援事業を行い、学校教育の振興を図ります。	学校教育課
就学指導アドバイザー配置事業	県の緊急時カウンセラー派遣事業等を活用し、全小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒に対するカウンセリング及び教職員や保護者に対する助言や援助等を行います。	学校教育課
小中学校の校舎・体育館改築等による学習環境の整備	小中学校校舎・体育館の耐震補強とともに大規模な改修・改築を行い、教育環境の整備を図ります。また、地域住民への開放も視野に入れた整備活用を図ります。	教育総務課

健：「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた事業

保：「南相馬市保健計画（後期計画）」との連携事業

2 家庭や地域の教育力の向上

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。

また、子どもが自分で課題を見つけ自ら学ぶ力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康な身体を、社会全体ではぐくんでいくことが必要です。

このことから、家庭教育支援の取り組み、自然体験や多様な体験学習、国際交流、子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備や、スポーツ指導者の育成等の支援を行ってまいります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
家庭教育支援総合推進事業	家庭・学校等との連携協力を図り、親としての役割を学習し、健全な親子関係づくりを推進するとともに、社会・家庭との連携を図り、親及び地域の大人としての役割を学習し、健全な親子関係や地域環境づくりを推進します。	文化スポーツ課
中学校職場体験等支援事業	生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育て、社会人・職業人として自立できるよう、市内中学校で実施する職場体験活動・福祉体験活動を支援します。	文化スポーツ課

事業名	事業内容	担当課
学校等芸術文化活動支援事業	学校等の活動支援のため、学校行事や部活動で市民文化会館を利用する利用料金の一部を助成し、活動を支援します。	文化スポーツ課
子ども自然塾(子ども自然体験学習事業)	さまざまな講座を実施し、自然の中で活動することで自然の大切さを学びながら、子どもの社会性や知識の向上を図るとともに親子のふれあいの機会を提供します。	文化スポーツ課
ふるさと民俗芸能伝承事業	学校との連携及び市民団体との協働により、市内中学校へ相馬流れ山踊等の参加を募り、伝統文化を継承することで、南相馬市で育った誇りと豊かな感性の育成を図ります。	文化スポーツ課
子どもサイエンス体験事業	市内小学5～6年生を対象とした「サイエンス講座(理科・科学・実験教室等)」を実施するとともに、「JAXA等(科学施設)見学事業」を実施し、科学への理解を深めることを図ります。	文化スポーツ課
国際交流・国際理解の推進	姉妹都市との友好、親善、交流を図るため、学生相互派遣交流事業を実施し、異文化の相互理解や国際社会に対する意識を高めます。	観光交流課
再生可能エネルギー普及啓発事業	小中学生をはじめ、市民の方々が実際に自然エネルギーを体験し、理解を深めてもらう機会をつくり、太陽光をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。	新エネルギー推進課
文化財出前講座事業	市の歴史や文化財について理解を深めるため、出前により講座を実施します。	文化財課
農業体験学習等による食農教育交流体験	普段食べているものを誰がどのように作っているのか、食物のありがたみなどを知るとともに農業への理解を深めるため、農業体験、酪農体験による学習会の開催をします。 東日本大震災及び原発事故以降、実施していませんが、今後、農業の再開状況を踏まえながら、事業再開を検討します。	農政課
総合型地域スポーツクラブの支援	総合型地域スポーツクラブに対して補助を行い、種目間、世代間のスポーツ交流を支援することにより、子どもの多様なスポーツニーズに対応します。	文化スポーツ課
スポーツ少年団指導者育成	スポーツ少年団の指導者を各種研修会等に派遣し、指導者の育成を行います。	文化スポーツ課

3 子どもを取り巻く有害環境対策等の推進

子どもを取り巻く社会環境は少子化や核家族化による変化だけではなく、様々な情報メディアの発達により有害な情報がまん延し、正しい知識を持たない子ども達に悪影響を及ぼしています。

そこで、このような有害な情報の溢れる社会において子ども達が巻き込まれないよう、しっかり見守り、健全育成に取り組んでいきます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
有害環境浄化活動事業	有害図書に関する実態調査を行い、販売店に対する協力依頼と市民に対する有害環境浄化の啓発に努めます。	男女共同子ども課
携帯電話・インターネット安全な使い方啓発事業	子どもを取り巻く携帯電話・インターネット等に関する正しい使い方の啓発に努めます。	男女共同子ども課 市内小中学校

4 良質な住宅と良好な生活環境の確保

子育ての基本の場となる家庭での生活が快適なものであるためには、住宅の質も大きな影響を与えます。

そこで、子育て世帯が適正規模の住宅を確保できるよう支援していきます。また、良好な住環境確保のため、公園等の整備を行います。

子どもや親が日常的に利用したり、長く過ごす公共施設等については、安心して、安全に過ごせるよう、ユニバーサルデザイン化やシックハウス対策など、良好な環境の確保を推進します。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
子育てしやすい住まいづくり	東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅を整備する際、子育て世帯に配慮した適正規模の住宅の供給を行います。 さらに、子育て世代が安心して生活ができる住宅の確保に対し支援を行い、定住を促進させ地域活性化を図ります。	建築住宅課
公園整備	子どもにとって安全で楽しい遊び場を確保する必要があることから、3年毎に専門業者による公園遊具点検を行っております。また、市内都市公園全体の遊具整備計画を策定し、計画的な遊具の更新を図ります。	都市計画課
やさしいまちづくり条例の推進	福島県の「やさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。	都市計画課
共生のまち推進事業	児童、高齢者、障がい者などの安全確保のため歩道の拡幅、段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックなどの設置を行います。	土木課 都市計画課

5 子どもの安全・安心確保の推進

近年、子どもが被害者になる事件、事故が増加しています。社会全体で子どもを犯罪や事故から守っていくためには、地域における防犯活動、交通安全活動の活性化を図る必要があります。

そこで、子どもを犯罪から守るため、地域における子どもの見守りと、子どもの交通事故被害を防ぐため、交通安全教育等を行います。

また、万が一、子どもを連れた親が車を運転中に事故に遭ってしまった場合に備え、シートベルトの着用やチャイルドシートの着用の普及啓発などに努めていきます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
児童生徒の安全の確保(各地区の自主防犯組織の支援)	地域における児童生徒の見守り活動については、東日本大震災及び原発事故により休止されていますが、順次活動を再開します。	学校教育課
防犯灯設置事業	道路上で犯罪の起きやすい暗闇を解消し、児童生徒や一般歩行者などの安全を確保するため、地域要望などに対処しながら計画的に防犯灯の設置を進めます。	土木課
交通教育専門員設置事業	小学校や幼稚園などで交通安全教室を開催し、高齢者、園児、小学生の交通事故防止を図ります。	生活環境課
チャイルドシート着用の啓発	交通事故時の被害軽減を図るため、交通安全期間中の街頭キャンペーンや市の広報紙等でシートベルト並びにチャイルドシートの着用の啓発に努めます。	生活環境課
スケアードストレイト交通安全教室	小中学校で、スタントマンが交通事故を実演する交通安全教室(スケアードストレイト)を実施し、交通事故の怖さを体感することにより小中学生の交通安全に対する意識を高めます。	生活環境課
南相馬市交通安全対策協議会の活動	南相馬市交通安全対策協議会(会長:南相馬市長)において、交通安全関係機関・団体と連携し、市民に交通ルール遵守の思想普及に努めるとともに、児童の通学時間帯の交通安全指導、各季の交通安全運動、事業所の安全運転確保対策推進等を実施し、交通事故の撲滅を図ります。	生活環境課
復興関連事業者の交通事故防止活動	南相馬市交通安全対策協議会長(会長:南相馬市長)及び南相馬警察署長から、復興事業に携わる事業者の従業員に復興関連事業交通安全指導員を委嘱し、指導員により、各復興事業所の交通事故防止活動を推進します。	生活環境課
復興事業等・地域安全協議会の活動	復興事業に携わる事業者により、復興事業等・地域安全協議会を組織し、各事業者が、宿舎のある行政区と地域安全協定を締結し、地域でのトラブル防止を図ります。	生活環境課

6 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等による精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用し継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談体制の充実を図る必要があります。

そこで、今後も、メンタルケアに対応できる人材を確保するとともに、関係機関と連携したきめ細やかな支援を実施してまいります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
就学指導アドバイザー配置事業(再掲)	県の緊急時カウンセラー派遣事業等を活用し、全小中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒に対するカウンセリング及び教職員や保護者に対する助言や援助等を行います。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) (再掲)	要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報の交換や支援内容の協議等を行います。	男女共同子ども課

7 放射線対策の充実

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染について、本市では比較的線量の高い「特定避難勧奨地点を含む区域」の除染が完了し、現在は「年間5ミリシーベルト 超を含む区域」の除染が進んでいます。事故から3年以上が経過し、事故当初と比較して空間線量率は物理的減衰やいわゆるウェザリング効果¹により50%以上低減していますが、市民の放射性物質に対する不安の解消には至っていません。

このようなことから、南相馬市除染実施計画に基づき除染を着実に推進してまいります。

また、環境放射線量、水道水、井戸水、学校施設、学校給食、農産物、自家消費野菜等の放射線モニタリングを行い、その結果を広報やHPでわかりやすく公表していきます。

さらに、市民の放射性物質に対する不安の軽減を図れるよう、放射線に関する知識や学習機会の提供を積極的に行っていきます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
除染の推進	仮置場と作業員を確保し、除染実施計画に基づいて生活圏の除染を着実に推進します。 局所的除染について、市民の理解を得るために、放射線量率の可視化を可能にする新たな技術を導入します。 除染実施計画に基づき市内全域の除染を一通り実施した後においては、空間線量率の推移等を見極めながら、その有効性などを検証し、必要があれば新たな除染計画を策定のうえフォローアップ除染を実施します。	除染対策課
環境放射線モニタリングの推進	環境放射線モニタリングについて、よりきめ細かな測定ができるようにモニタリングポストの増設とダストモニタリングの設置に努めます。また、広報やホームページでモニタリング結果をわかりやすく公表します。	生活環境課 都市計画課 ほか
放射線に関する基礎知識の周知	放射線に関する講習会等を実施し、放射線の基礎知識の周知に努めます。	健康づくり課

¹ ウェザリング効果：放射性物質が、雨で流されたりするなど自然作用で除去される効果のこと。

第5節 職業生活と家庭生活の両立の推進

施策の方向

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育てをすることは社会そのものを育てることになり、地域をはじめ、企業、行政といった社会全体で積極的に子育て家庭を見守り、支援していく必要があります。

一方、企業においては、育児休業制度や年次有給休暇の積極的な取得、労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入など、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが必要です。

そこで、今後は、市内の事業所に育児休業制度の普及や多様な働き方の推進などについて協力を求め、仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりの促進に努めます。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
事業主への仕事と子育ての両立支援の広報・啓発 拡	子育てと仕事の両立には、事業主の子育てに対する理解が重要であり、職場において仕事と子育ての両立支援体制が確立されるよう、各関係課との連携を図りながら、事業主への働きかけを行います。	男女共同こども課 商工労政課
子育てと仕事の両立支援に取り組む企業の支援 新	子育てと仕事の両立を促進するため、育児休業がとりやすく、育児休業後の復職もしやすい職場づくりに取り組む企業に対する支援を行います。	男女共同こども課 商工労政課
育児・介護休業制度活用促進事業	育児・介護休業制度などの利用促進のため、広報・パンフレット等を用い、制度の普及啓発を図ります。	男女共同こども課 商工労政課
男性の育児休暇取得の啓発	男性の育児休暇取得に関する働きかけと情報の提供を行います。	男女共同こども課 商工労政課

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

共働き世帯が増加する中、仕事と子育ての両立を支援する取り組みが求められています。

このことから、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、ファミリー・サポート・センター等、仕事と子育ての両立を支援する取り組みの更なる充実を図ってまいります。

【個別事業】

事業名	事業内容	担当課
保育及び放課後児童健全育成事業の充実（再掲） 拡	<p>保育園（所）、認定こども園、地域型保育により、保育の必要がある子どもの保育を行います。</p> <p>また、放課後児童クラブを実施し、昼間保護者のいない小学校児童等に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図ります。</p>	幼児教育課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の充実（再掲） 拡	<p>地域において育児の支援を受けたい人と提供したい人が会員となり、育児支援について相互援助する会員組織であるファミリー・サポート・センター事業を推進します。</p>	男女共同こども課

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量

第1節 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込やその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を**全市一地区**と設定します。

なお、今後、避難指示区域の解除や子どもの帰還状況等を勘案し、区域の見直しも検討します。

第2節 子どもの人口の見通し

南相馬市復興総合計画では、平成25年10月3日現在の市内居住人口をベースに、生存率や転出・転入、市民の帰還等を見込み、平成27、32、37年度の人口（居住人口）を推計しています。

本計画では、南相馬市復興総合計画の人口推計を基礎とし、量の見込みが必要な0歳から11歳までの人口を、コーホート変化率法によって、以下のとおり推計しました。

年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	288	302	303	298	306
1歳	296	314	318	320	315
2歳	286	324	330	335	337
0～2歳合計	870	940	951	953	958
3歳	296	314	340	347	352
4歳	306	324	330	357	364
5歳	316	334	340	347	374
3～5歳合計	918	972	1,010	1,051	1,090
6歳	326	344	350	357	364
7歳	336	354	360	367	374
8歳	346	364	370	377	384
6～8歳合計	1,008	1,062	1,080	1,101	1,122
9歳	356	374	380	387	394
10歳	366	384	390	397	404
11歳	376	394	400	407	414
9～11歳合計	1,098	1,152	1,170	1,191	1,212
0～11歳合計	3,894	4,126	4,211	4,296	4,382

第3節 需要量の算出方法

計画期間における子ども・子育て支援サービスの需要量は、家族類型別の子どもの数に、アンケート結果から得た意向率を乗じて、算出します。

1 算出項目

(1) 教育・保育の利用の認定と施設

教育・保育の利用の認定		認定内容	利用施設	対象年齢
1号	教育標準時間認定	満3歳以上で、保護者が幼稚園等での教育を希望	幼稚園、認定こども園	3～5歳
2号	満3歳以上・保育認定	満3歳以上で、保護者の就労・疾病等により、保育が必要	保育園(所)、認定こども園	3～5歳
3号	満3歳未満・保育認定	満3歳未満で、保護者の就労・疾病等により、保育が必要	保育園(所)、認定こども園、地域型保育()	0～2歳

地域型保育

家庭的保育(保育ママ)：家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育。

小規模保育：少人数(定員6～19人)を保育。

事業所内保育：事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育。

居宅訪問型保育：保護者の自宅で、1対1で保育。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	対象年齢
1	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	0～2歳
2	妊産婦健康診査	妊産婦
3	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	0歳
4	養育支援訪問事業	0～18歳
5	子育て短期支援事業	0～5歳
6	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳
7	一時預かり事業	0～5歳
8	延長保育事業	0～5歳
9	病児・病後児保育事業	0～5歳
10	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1年～小学6年生

2「妊産婦健康診査」、3「乳児家庭全戸訪問事業」、4「養育支援訪問事業」、6「ファミリー・サポート・センター事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、新規事業のため、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

2 算出方法

(1) 家庭類型の分類

アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「家庭類型」を求めます。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFまでの8種類になっており、現在の家庭類型と母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型の種類の分布を算出します。

「家庭類型」 タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：下限時間未満+下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

(2) 利用意向について

アンケートから、家庭類型とそれぞれの事業の利用意向について算定します。

事業区分（対象年）			家庭類型 潜在タイプ	利用意向（アンケート項目による）	
教育・保育	1号認定	教育標準 時間認定 (3～5歳)	幼稚園等 での教育 を希望	C'・D・ E'・F	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「幼稚園」と答えた割合を算出。
	2号認定	満3歳以上 ・保育認定 (3～5歳)	幼稚園等 教育希望	A・B・C・ E	現在、幼稚園・保育所（園）等を利用しているかという質問に「幼稚園」を選択した者の割合を算出。
			保育が必要	A・B・C・ E	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「幼稚園や保育園等」を選択した者の割合から「2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）」の割合を控除した割合を算出。
	3号認定	満3歳未満 ・保育認定 (0～2歳)	0歳で保 育が必要	A・B・C・ E	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「保育所」を選択した者の割合を算出。
			1,2歳で保 育が必要	A・B・C・ E	現在、利用している・いないにかかわらず、利用したい場所の質問に対して「保育所」を選択した者の割合を算出。
	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業 (0～2歳)		全ての 家庭類型	全ての 家庭類型
子育て短期支援事業 (0～5歳)		全ての 家庭類型	全ての 家庭類型	1年間に保護者の用事により、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあった人数で算定。	
ファミリー・サポート・センター事業 (6～11歳)		全ての 家庭類型	全ての 家庭類型	小学校の間、放課後に過ごさせたい場所で「ファミリー・サポート・センター」を選択した者の割合を算出。	
一時預かり事業		(幼稚園の在園 児3歳～5歳)	C'・D・ E'・F	C'・D・ E'・F	幼稚園の利用と一時預かりを選択した者の割合を算出。
			A・B・C・ E	A・B・C・ E	2号認定（3歳以上で共働きであるが幼稚園の利用希望強い）の者が100%利用するものと想定。
		(0～2歳)	全ての 家庭類型	全ての 家庭類型	保育所などで一時的に子どもを保育する事業を希望する者の割合を算出。
延長保育事業 (0～5歳)		A・B・C・ E	A・B・C・ E	利用しているいないにかかわらず、保育所等を選択し、利用希望時間を18時以降と答えた者の割合。	
病児・病後児保育事業 (0～5歳)		A・B・C・ E	A・B・C・ E	この1年間、子どもが病気等で通常の教育・保育ができなかったことがあり、父母が休んだ者のうち病児・病後児保育の利用希望ありと回答した者の割合を算出。	
放課後児童健全育成事業 (6～11歳)		A・B・C・ E	A・B・C・ E	小学校の間は、放課後、放課後児童クラブを利用したいを選択した割合を算出。	

(3) 量の見込みの算出

・家庭類型別児童数の算出

「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」＝「家庭類型別児童数」

・量の見込みの算出

「家庭類型別児童数」×「利用意向」＝「量の見込み（人）」

3 需要量の算出イメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数(人)		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	コーホート変化率法による年度ごと年齢ごとの推計児童数	×		=	
タイプB		×		=	
タイプC		×		=	
タイプC'		×		=	
タイプD		×		=	
タイプE		×		=	
タイプE'		×		=	
タイプF		×		=	

・需要量の算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		需要量	合計
タイプA		×		=		
タイプB		×		=		
タイプC		×		=		
タイプC'		×		=		
タイプD		×		=		
タイプE		×		=		
タイプE'		×		=		
タイプF		×		=		

年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

第4節 施設型給付・地域型保育給付の見込量

1 量の見込み

市内に居住する子どもの施設型給付・地域型保育給付の見込量は、以下のとおりです。

施設型保育給付・地域型保育給付

〔需要見込量〕

(人/月)

認定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし)	201	213	221	230	239
2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望者)	250	264	275	286	296
2号認定こども(3～5歳、保育園(所)等利用希望者)	395	418	434	452	469
3号認定こども(0歳)	112	117	117	116	119
3号認定こども(1,2歳)	247	270	275	278	276
合計	1,205	1,282	1,322	1,362	1,399

〔提供見込量〕

(人/月)

教育・保育施設	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
特定教育・保育施設 (1号認定こども(3歳以上保育の必要性なし))	201	213	221	230	239
特定教育・保育施設 (2号認定こども(3～5歳、幼稚園の利用希望者))	250	264	275	286	296
特定教育・保育施設 (2号認定こども(3～5歳、保育園(所)等利用希望者))	395	418	434	452	469
特定教育・保育施設 (3号認定こども(0歳))	80	80	80	80	80
特定教育・保育施設 (3号認定こども(1,2歳))	216	216	216	216	216
地域型保育、認可外保育施設	63	91	96	98	97
合計	1,205	1,282	1,322	1,362	1,399

～ の提供施設：公立幼稚園5、私立幼稚園3、公立保育園2、私立保育園(所)4

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

今後、休園中の幼稚園、保育園については、市外への避難者の帰還が想定されることから、これらの動向をみながら、再開及び認定こども園への移行を検討しつつ、ニーズに応じた教育・保育実施体制の確保に努めていきます。

第5節 地域子ども・子育て支援事業の見込量

1 利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報の提供や、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。子育て支援センターほかで実施します。

2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う事業です。

引き続き、原町子育て支援センターにおいて、サービス提供を行うほか、かしま子育て支援センターの早期再開を目指します。

平成27年度以降、実際の利用状況により、ニーズ量に応じたサービスの提供ができるよう努めます。

(人日/月)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要見込量	1,845	1,993	2,016	2,021	2,031
提供見込量	750	1,500	1,500	1,500	1,500
-	-1,095	-493	-516	-521	-531
提供可能量	25日/月×30人/日× 1箇所=750人日/月	25日/月×30人/日× 2箇所=1,500人日/月	同左	同左	同左
実施箇所数	1	2	2	2	2

3 妊産婦健康診査

本市では、妊産婦健診について、回数制限なしで助成を行っています。安全で安心な出産のために、引き続き助成を行っていきます。

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師が訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や助言を行う事業です。

引き続き、全家庭への訪問を実施していきます。

(人/年)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要見込量（新生児数）	288	302	303	298	306
提供見込量（訪問件数）	288	302	303	298	306
-	0	0	0	0	0
実施主体	市	市	市	市	市

5 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業などにより、特に養育支援が必要と判断された家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。

引き続き、養育支援が必要な家庭の早期発見、訪問・支援を実施していきます。

6 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業には、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

市内に児童養護施設が無いことから、現在、本市ではショートステイ、トワイライトステイとも未実施ですが、今後、市外も含めた児童養護施設等と協議を行い、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(人日/年)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要見込量	689	736	755	772	789
提供見込量	0	736	755	772	789
-	-689	0	0	0	0
参考(1日当たり 利用人数)	689人/年÷365日 1.9人/日	-	-	-	789人/年÷365日 2.2人/日
実施箇所数	0	1	1	1	1

7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

現在、南相馬市社会福祉協議会に委託して実施しています。引き続き、ニーズに応じたサービスの提供を実施していきます。

（人日／年）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要見込量	320	426	528	631	733
提供見込量	320	426	528	631	733
-	0	0	0	0	0
参考（1日当たり 利用人数）	320人/年÷359日 0.9人/日	-	-	-	733人/年÷359日 2.0人/日
実施主体	市	市	市	市	市

8 一時預かり事業

一時預かり事業は、主に昼間に保育園（所）その他の場所において、乳幼児を一時的に預かる事業で、現在、原町あずま保育園で実施しています。新制度では、認定こども園と幼稚園の預かり保育も含まれます。

今後も、保育園（所）、幼稚園等で、ニーズに応じた受入れに努めていきます。

〔保育園（所）、認定こども園（保育ニーズ）分〕

（人日／年）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込	6,588	6,950	7,034	7,094	7,158
提供見込量	3,120	6,240	6,240	6,240	6,240
-	-3,468	-710	-794	-854	-918
提供可能量	10人/日×6日/週 ×52週×1園 =3,120人日/年	10人/日×6日/週 ×52週×2園 =6,240人日/年	同左	同左	同左
実施箇所数	1	2	2	2	2

実施施設：公立1～2

〔幼稚園、認定こども園（教育ニーズ）分〕

（人日／年）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要見込量	60,851	60,859	60,864	60,870	60,876
提供見込量	60,851	60,859	60,864	60,870	60,876
-	0	0	0	0	0
参考（1園当たり 1日人数）	60,851人/年÷300日 ÷8園 25.4人日/園	-	-	-	60,876人/年÷300日 ÷8園 25.4人日/園
実施箇所数	8	8	8	8	8

実施施設：公立5、私立3

9 延長保育事業

南相馬市では、現在、保育園（所）において、午前7時から午後6時までの通常保育を提供しています。延長保育事業は、保育園（所）や認定こども園において、通常保育の時間を超えて保育を行う事業です。現在、午後6時から午後7時までの延長保育を提供してします。

今後も、ニーズに応じたサービスの提供体制を確保していきます。

登録人数（人日/月）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要見込量	153	164	168	172	175
提供見込量	153	164	168	172	175
-	0	0	0	0	0
参考(1園当たり 登録人数/月)	153人日/月÷5園 30.6人/園	-	-	-	175人日/月÷5園 =35人/園
実施箇所数	5	5	5	5	5

実施施設：公立2、私立3

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、発熱等の急な病気となった子ども、病気の回復期で集団保育が困難な子どもを、病院・保育園（所）等に付設された専用スペース等において看護師と保育士が一時的に保育する事業です。

これまで、本市では病児保育事業は実施しておりませんが、看護師等確保したうえで、保育園（所）での実施に向けた検討を進め、事業の実現を目指します。

このほか、ファミリー・サポート・センター事業の保育提供会員等を対象に、病児・病後児保育を行うことができる人材の育成を行い、病児・病後児の預かりの援助を受けたい保護者と、援助を提供できる方の会員相互の援助活動である緊急サポート事業による、病児・病後児保育の実現を目指します。

（人日/年）

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要見込量	1,289	1,378	1,413	1,444	1,476
提供見込量	0	0	300	300	300
-	-1,289	-1,378	-1,113	-1,144	-1,176
提供可能見込量	0	0	1人/日×300日/年 =300人日/年	同左	同左
実施箇所数	0	0	1	1	1

実施施設：保育園（所）、認定こども園、病院を検討

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校児童に対して、学校の余裕教室、児童センターなどにおいて、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

平成 27 年度以降、実際の申し込み状況により、必要な児童クラブの定員の増員・増設を行いながら、サービス提供に努めます。

登録児童数（人／月）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
需要見込量	910	957	972	990	1,009
提供見込量	605	635	635	635	635
-	-305	-322	-337	-355	-374
提供可能量 （登録可能人数）	15 クラブで 605 人登録可能	16 クラブで 635 人登録可能	同左	同左	同左
実施箇所数	15	16	16	16	16

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などについて、市が定める基準に該当する場合、特定教育・保育等を受けた際に、日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用に対し、必要に応じた助成を行うことを検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進を図るための調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営を促進するための事業を、必要に応じて実施します。

第6節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容

1 認定こども園の普及について

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園（所）の両方の良さを併せ持つ施設です。

保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園（所）を継続して利用できることから、子どもにとっても保護者にとってもメリットがあると考えます。

このことから、今後、市の幼稚園、保育園について、認定こども園への移行を検討していきます。

また、市内の民間の幼稚園、保育園（所）に対しては、認定こども園についての情報の提供を行うとともに、認定こども園への移行に伴う幼稚園教諭と保育士の合同研修などに対する支援策を検討・実施し、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を支援していきます。

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保証するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

そのために、認定こども園の普及促進、県や保育士等養成機関等と連携した人材の確保・育成に努め、保育・教育サービス等の評価にも取り組みます。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進について

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の遺児・確保等を図るため、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他の子ども・子育て支援を行う者同士の相互の密接な連携が必要です。

そのためには、それぞれの職員同士の意見（情報）交換や研修の場が必要であり、市としても相互交流が図れるよう支援を行います。

また、保育園（所）や幼稚園から小学校へ円滑に移行できるように、保育園（所）・幼稚園と小学校との連携会議を実施し、連携強化を図っていきます。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

本計画の推進にあたっては、保健・福祉・医療・教育等で一層の連携を図り、それぞれの領域での個別対応だけでなく、市民にとって適切なサービスを円滑に提供できるよう情報を共有する必要があります。

このため、地域の情報を的確にとらえ、市民と地域社会を取り巻く状況について、共通の理解を持ちながら施策を推進することが求められており、関係機関や地域との連携を強化し、協働の立場で計画を推進していきます。

関係主体それぞれの役割分担は、下記に示すとおりとします。

関係主体	役割
南相馬市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行います。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保します。
福島県	<p>法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行います。</p> <p>特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じます。</p>
国	<p>法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じます。</p>
事業主	<p>雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備します。</p> <p>国又は福島県や南相馬市が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。</p>
市民 (NPO等含む)	<p>子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は福島県や南相馬市が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。</p>

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、年1回の事業評価を行い、「南相馬市子ども・子育て審議会」での審議を行うものとします。

資料編

第1節 条例

第2節 計画策定の経過

第3節 南相馬市子ども・子育て審議会委員名簿